

第三者評価事業の実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人評価機関あんしんが、別途定める「福祉サービス第三者評価事業の運営に関する規程」に基づいておこなう福祉サービス第三者評価（以下「評価」という）の実施方法、評価決定方法及び評価結果の公表方法を具体的に定めるものである。

(評価の手法)

第2条 評価の手法は、書面調査及び訪問調査によって行なうものとする。

(利用者および家族調査等の実施)

第3条 利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、訪問調査時に利用者調査を実施するよう努める。また、必要に応じて家族調査を実施する。

(評価基準)

第4条 評価基準は、「大阪府福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に定められたすべての評価項目とする。

(事業者への事前説明)

第5条 評価にあたっては、受審事業者（以下「事業者」という）に対し、評価の基本方針、目的、評価実施方法、評価料金等を事前に説明する。

(契約の締結)

第6条 事業者から評価実施の同意が得られた段階で契約を締結する。

(評価調査者)

第7条 評価調査者は1件の評価につき2人以上が一貫してあたる。その中に次の項目に該当する資格者を各々1名以上含める。

- ① 組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- ② 福祉・医療・保健分野の有資格者もしくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

(事前調査事項)

第8条 評価にあたっては事業者に次の基礎的資料の提出をもとめ、提出された書類について事前調査を実施する。

- ① 事業所の概要説明書
- ② 利用契約書
- ③ 重要事項説明書
- ④ 直近3年間の事業計画書および事業報告書
- ⑤ 運営規程
- ⑥ その他各種規程
- ⑦ 各種マニュアル
- ⑧ 利用者選考方針
- ⑨ 機関誌
- ⑩ その他

(自己評価表の提出)

第9条 評価にあたっては事業者に自己評価表の提出を求める。

(訪問調査)

第10条 訪問調査において実施する項目は以下のとおりである。

- ① 事業所内見学
- ② 食事状況の見学および昼食の検食
- ③ 事業者ヒヤリング（可能なかぎり各部署の責任者および一般職員）
- ④ 介護ならびに看護に関する個人情報記録等の確認
- ⑤ その他記録および資料の確認
- ⑥ 各種会議の議事録
- ⑦ 利用者ヒヤリング
- ⑧ その他

(評価結果のとりまとめ)

第11条 評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正及び中立性を確保するため、当該評価に従事する評価調査者を含む評価調査者の合議によっておこなうものとする。

(評価結果におけるプライバシーの保護)

第 12 条 評価結果のとりまとめに際しては、プライバシーの保護等に配慮する。

(事業者に対する報告、意見の確認及び同意の確認)

第 13 条 とりまとめた評価結果について、事業者に報告し、意見を求める。

2 最終的な評価結果に対して、事業者に公表の同意を求める。

(大阪府等への報告)

第 14 条 評価結果については、評価終了後、速やかに大阪府に報告しなければならない。ただし、社会的養護関係施設等の評価結果については、府と併せて全社協にも報告する。

2 報告に際しては、その内容を公表することについて同意しなければならない。なお、社会的養護関係施設に係るものを除き、評価結果の公表に事業者の同意がない場合には、その旨を併せて報告する。

(公表)

第 15 条 とりまとめた評価結果について、事業者の同意を得た場合は「大阪府福祉サービス第三者評価結果公表要領」に基づいて公表する。

附則

この要領は平成 27 年 11 月 1 日から施行する。